漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定及び香川県漁業調整規則(令和 2 年香川県規則第 61 号)第 11 条第 1 項の規定に基づき、同規則第 4 条第 1 項第 20 号で定めるまだこ釣り網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

## 1 まだこ釣り漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
まだこ釣り漁業	高松市地先海面	下記のとおり	1	香西、高松市東部、高松 市瀬戸内、東瀬戸(男 木)、下笠居に漁業の根 拠地を有する者

漁業時期: 4月1日から12月31日まで

但し、高松市牟礼町、庵治町地先海面では、漁業時期を5月1日から12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間令和5年11月29日~同年12月5日

## (3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和7年12月31日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- (ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (イ) 地元同業者及びたこつぼなわ漁業者と協調のうえ操業すること。
- (ウ) 前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
- (エ) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。